

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月13日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社光通信
【届出者の住所又は所在地】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社光通信 (東京都豊島区西池袋一丁目4番10号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社光通信をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社エフティコミュニケーションズをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。また、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社エフティコミュニケーションズ

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、OA機器、電話機等の販売及びリースを主たる目的として昭和63年2月に設立された会社であり、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を17,900株（所有割合（注1）にして14.71%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。また、当社の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが、本書提出日現在、対象者普通株式を12,900株（所有割合にして10.60%）所有しており、同社と当社が所有する対象者普通株式の合計は、30,800株（所有割合にして25.31%）で、対象者は当社の持分法適用関連会社です。

当社は、下記「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載のとおり、平成25年2月12日、同日開催の当社取締役会にて、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用関連会社からなる企業集団（以下「当社グループ」といいます。）と対象者及びその連結子会社（以下「対象者グループ」といいます。）との資本提携・業務提携関係をより一層強固なものとするを目的として、15,600株（所有割合にして12.82%）を上限として対象者普通株式を取得することを企図し、対象者普通株式を対象として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、本公開買付けは特定の相手先からの対象者普通株式の取得を目的としたものではなく、当社は、本公開買付けの結果、当社グループと対象者グループの資本提携・業務提携関係がより強く、緊密なものとなることを企図しており、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定いたしておりません。

一方で、当社は、対象者との間での資本関係の強化を企図しつつも対象者普通株式の上場並びに対象者の上場会社としての独立性及び事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えており、また、対象者の代表取締役である平崎敏之氏（所有する対象者普通株式の数6,184株、所有割合にして5.08%）及び対象者の取締役である畔柳誠氏（所有する対象者普通株式の数16,953株、所有割合にして13.93%）に引き続き対象者普通株式を所有し、対象者の経営に当たっていただくことを予定していることから、当社の対象者に対する株式保有比率は一定の範囲にとどまっていることが望ましいと考えております。したがって、本公開買付け後において対象者が当社の連結の範囲に入ることがなく、かつ、本公開買付けにおいて全部買付義務が生じることがない（本公開買付け後の株券等所有割合において3分の2を超えない）範囲での対象者普通株式の取得を実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を15,600株（所有割合にして12.82%）と設定しております。本公開買付け後に、当社が所有することとなる対象者普通株式の数は最大で33,500株（所有割合にして27.52%）、当社と株式会社ハローコミュニケーションズが所有することとなる対象者普通株式の数は最大で合計46,400株（所有割合にして38.12%）であり、対象者が当社の連結子会社となることはありません。また、本公開買付けにより15,600株の買付け等を行った後における当社及び特別関係者の所有に係る株券等の株券等所有割合は最大で63.90%（76,524個）（注2）です。

当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を128,400円としております。本公開買付価格は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下「大証JASDAQ」といいます。）における平成25年2月8日（本公開買付けの公表日の前営業日）の対象者普通株式の終値（107,000円）に20%のプレミアムを付した価格であります。

なお、対象者が平成25年2月12日に公表した「株式会社光通信による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者グループが属する情報通信業界においては顧客の多様化・高度化するニーズに対応しうる柔軟性及び機動力を有する企業のみがその成長が見込めるという厳しい競争環境にあり、対象者グループも、ビジネスホン・OA機器等情報通信機器販売を主要ドメインとしつつも、LED照明等環境関連事業にも積極的に取り組み、事業領域を拡大する経営戦略を取ることで、情報通信業界の中で「中小企業支援カンパニー」として顧客及び株主等ステークホルダーからの一定の評価を得ていたものの、上記の柔軟性及び機動力を保持していくには、新商材の開発や取扱商品の多様化に加え、事業ドメインの多様化も不可欠と認識しているとのことです。この点、当社は、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、対象者グループは、当社から新しいノウハウの提供や人事交流を通じて対象者グループの更なる成長機会を獲得することが期待でき、また、事業ドメインの多様化にも資すると考えているとのことです。このように、対象者グループを取り巻く環境を総合的に勘案すると、当社との関係強化は、「既存事業にお

けるマーケットシェアの拡大、ストック収益の積み上げを実施し、「あるべき姿」を早期に実現する」という、対象者が掲げる経営戦略とも合致するものであること、そして、これにより、対象者がこれまで以上に既存事業に専念し、対象者グループの掲げる中長期目標である「営業利益100億円」達成に集中できる環境を整えられることは、対象者のあらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、対象者と当社との関係強化を通じて対象者が当社とともに情報通信業界の更なるシェア拡大を目指していくことが、対象者にとって最善の選択であるとの認識に至ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会（以下「対象者取締役会」といいます。）は、本公開買付価格に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス」といいます。）に対して対象者普通株式の価値の算定を依頼し、平成25年2月8日付でブルータスから株式価値算定書を取得しているとのことです（なお、対象者は、ブルータスから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。ブルータスによる株式価値算定書においては、市場株価基準法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似会社比較法の3つの方法により株式価値算定が行われており、上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法 61,840円から107,000円

DCF法 190,268円から191,931円

類似会社比較法 124,350円から153,683円

（ ）市場株価基準法

平成25年2月8日を基準日として、大証JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値（107,000円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（97,605円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。）、過去3ヶ月間の終値の単純平均値（80,414円）及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値（61,840円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を61,840円から107,000円と算定しているとのことです。

（ ）DCF法

対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を190,268円から191,931円までと算定しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

（ ）類似会社比較法

対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を124,350円から153,683円までと算定しているとのことです。対象者取締役会は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、ブルータスより取得した対象者普通株式の株式価値算定書、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである早坂・早稲本法務事務所からの、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、当社の代理店網を活用したビジネスホン、LED照明販売の拡大、当社との取引条件の良化、当社の有する社会的信用力と取引基盤を活用した対象者グループの信用力向上といった対象者と当社が資本関係を強化することにより得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年2月12日開催の取締役会において、対象者の全取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、対象者取締役会には全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

もっとも、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却の機会を提供するものであり、また、本公開買付価格は上記に記載のDCF法による株式価値の範囲の下限を下回っておりますが、対象者普通株式は上場会社の株式であり市場株価があることから市場株価基準法と類似会社比較法も十分に勘案する必要があること、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、対象者取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

（注1）所有割合は、対象者が平成25年2月12日付で提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（112,985株）に、対象者が平成24年7月30日付で提出した第27期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の全ての新株予約権（平成24年4月1日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権（対象者によれば、2,917個とのことです。）及び第10回新株予約権を除きま

す。)の目的となる株式の数の合計数(7,876株)及び対象者が平成24年8月10日付で提出した第28期第1四半期報告書に記載された平成24年5月18日発行に係る対象者の第10回新株予約権(平成24年6月5日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、200個とのことです。))を除きます。)の目的である対象者普通株式の数(850株)を加算した数(121,711株)に占める所有株式数の割合です。

(注2) 本公開買付けにおいては、株式会社ハローコミュニケーションズが所有する対象者普通株式以外の各特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記株券等所有割合は63.90%を下回ることとなります。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

ア. 本公開買付けの目的及び背景

当社は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してまいりました。当社は、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しております。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてまいりました。

一方、対象者は、昭和60年に家庭用ホームテレホンの販売を目的にファミリーテレホン株式会社として設立されました。平成13年には「コミュニケーションで新たな価値を創造する」ことを理念に、現在の株式会社エフティコミュニケーションズへと商号を変更し、平成16年にジャスダック証券取引所(現大阪証券取引所)JASDAQ市場)に株式上場を果たしており、「中小企業支援カンパニー」として、ビジネスホン、OA機器、WEB商材、ISP、光ファイバー回線サービス、携帯電話、LED照明などの情報通信機器をはじめとする様々な商材の販売及びサービスの提供をしております。

当社は、対象者との間で、平成18年11月20日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結し、平成18年12月26日付にて第三者割当増資により3,500株の対象者普通株式を引受け、当社の有する営業販売力や人材教育ノウハウと、対象者の有するフランチャイズビジネス基盤や人的資源を相互に提供しあい、効果的な営業拡大と利益の増大を目指してまいりました。さらに、平成20年8月29日付にて14,400株の第三者割当増資を引き受け、対象者の業績拡大と財務体質の改善による企業価値向上に協力するなど、資本及び業務面において、協力的な提携関係を築いてまいりました。さらに、当社の連結子会社であり固定回線関連事業を手掛けている株式会社ハローコミュニケーションズが、平成21年7月31日付にて12,900株の第三者割当増資を引き受け、固定回線サービスやインターネット接続サービスを中心とする取扱商材の拡大、取引条件向上による業績向上などに努め、一定の成果を残しました。

平成24年5月頃からは、互いの企業価値の更なる向上を実現するため、より緊密な資本関係の構築を実施するための協議を両者間で行ってまいりましたが、その具体的な実施措置について、考えられる種々の手段・方法のメリット・デメリット等を勘案し、検討を重ね、当社といたしましては、今般、公開買付けの方法を選択いたしました。

なお、資本関係強化策としては、第三者割当増資の実施も一つの方法ではございますが、公開買付けの方法は、第三者割当増資の方法に比して、当社以外の対象者の株主の皆様にとっていわゆる「希薄化」が生じないこと、当社以外の対象者の株主の皆様に対して平等に売却の機会が提供される等、対象者の少数株主の皆様にとって望ましい側面がございます。また、当社としては、変化が激しく進化・展開のスピードの速い情報通信関連の事業において、両社の資本関係強化によりもたらされるシナジーの実現とその最大化のためには、可及的速やかに資本関係強化を実施することが何よりも肝要と考えているところ、これらの要請を満たすために適切な資本関係強化策は公開買付けの方法であると判断したことから、平成25年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決定するに至った次第です。

なお、対象者の平成24年7月24日付プレスリリース「第三者調査委員会報告書の受領に関するお知らせ」において、平成24年5月31日に対象者に設置された第三者調査委員会から、対象者及び対象者の連結子会社と一部取引先との間で不適切な取引及び会計処理が行われていた可能性について平成24年7月24日付で報告書が出され、一部の調査事項について、過去の取引の内容を財務諸表に適正に反映するため決算修正がなされるべきであるとの指摘があった旨が開示されております。これを受けて、対象者は、平成24年7月30日付で、平成22年3月期、平成23年3月期及び平成24年3月期の有価証券報告書、四半期報告書及び内部統制報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の訂正報告書を提出しております。その後、対象者の平成24年10月4日付プレスリリース「特別コンプライアンス委員会調査報告書の受領に関するお知らせ」によれば、平成24年8月6日付で対象者に設置された特別コンプライアンス委員会から報告書(以下「特別コンプライアンス委員会報告書」といいます。)が出され、対象者の取締役に付き、刑事責任の成立要件を認める

に足る具体的事実や、善管注意義務違反等を理由とする損害賠償責任を認めるに足る具体的事実は確認されなかったことから、民事上・刑事上の責任は認めがたいと判断された旨が開示されております。また、対象者によれば、上記の有価証券報告書等の過年度決算修正に対する課徴金納付命令の有無はまだ判明していないとのことです。

当社は、対象者において、上記のとおり、有価証券報告書等の過年度修正も行われ、特別コンプライアンス委員会報告書も提出されており、また、必要な開示書類の修正や、対象者内部における責任の明確化、コンプライアンス体制の構築など、必要な対策は既に完了していると認識しており、対象者との間での資本関係の緊密化を進めることは問題ないと判断しております。

事業的な側面から考えれば、特に変化が激しく進化・展開のスピードの速い情報通信関連の事業においては、事業展開の遅れが、当社グループ及び対象者グループ双方にとって大きな機会損失をもたらすのは必至であります。したがって、迅速に対象者との資本関係の強化が進められる方法で、かつ当社以外の対象者の株主の皆様「希薄化」が生じず平等に売却の機会が提供される方法として、公開買付けを選択し、対象者との資本関係の強化を速やかに行ってまいりたいと考えております。

これにより、当社と対象者との間で事業・業務・経営面においても協力・連携体制の強化が図られ、相互の強みの相互活用・相乗効果によるシナジー効果を発揮することができると考えており、上場企業としての独立性を尊重・確保しつつ、緊密な協力関係に基づく健全かつ効率的な経営を展開していきたいと考えております。

イ．本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付けの成立により当社と対象者との資本関係の一層の強化が実現した場合には、当社グループは、当社グループと対象者グループの取引関係を強化し、共に全国規模のディストリビューターとして、取扱う商品・サービスの多様性や規模において優位性のある当社の強みと、O A 関連など比較的集中した分野の事業基盤において高い優位性のある対象者グループの強みの相互活用を積極的に推進してまいります。

- () 商流統合による競争力の強化
ビジネスホンの商流を統合し、当社グループと対象者グループとの間でビジネスホンの仕入関係を構築することにより、規模のメリットが生じ、取引条件の向上が期待でき、販売においても競争力の強化が見込まれます。
- () 業務統合による効率化
複写機、ビジネスホン、LED照明等の取扱商材に関する工事業務の統合を図ることで、より効率的な業務フローや人材配置を可能とするため、当社グループ及び対象者グループとの間で最大限の協力体制を展開してまいります。
- () 当社グループと対象者グループ間の取引条件の改善・適正化の強化・徹底
複写機やブロードバンド回線、プロバイダサービス及びそれらに付随する商材について、当社グループ・対象者グループ間の手数料条件や仕入条件等の見直し・改善を図り、取扱商材のより一層の拡販・普及を実現してまいります。
- () 複写機販売事業における連携強化
合併会社の設立や仕入統合等の方法も視野に、両社それぞれが築いてきた各メーカーとの取引関係を活用できるよう、複写機販売事業の仕入に関する連携・協力関係を強化してまいります。また、顧客へのアフターフォローにおいても、集中化によるメリットを考慮し、複写機メンテナンス業務の当社グループから対象者グループへの委託の実施・促進を検討します。

当社は、対象者との資本関係の強化を図ることで、事業・業務・経営面においても協力・連携体制の強化が図られ、当社と対象者それぞれの強みの相互活用・相乗効果によるシナジー効果を発揮することができると考えており、上場企業としての独立性を尊重・確保しつつ、上記項目を中心とした方針に基づき、両者の緊密な協力関係に基づく健全かつ効率的な経営を展開していきたいと考えております。また、人的側面においても、現時点では役員構成等の変更は予定しておりませんが、将来的には上記施策及び経営を推進するために必要と判断した場合は当社と対象者との間での役員派遣を含む人的交流・連携を進める等、適切かつ柔軟な対応を行ってまいります。

(3) 公開買付者における本公開買付価格の決定過程

当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者普通株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社（以下「アメリカン・アプレーザル・ジャパン」といいます。）から平成25年2月8日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。なお、当社はアメリカン・アプレーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者普通株式に係る株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	80,414円から107,000円
類似上場会社比較法	135,749円から156,867円
DCF法	77,653円から183,242円

- () 市場株価法
平成25年2月8日を基準日として、大証JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値（107,000円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（97,605円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。））及び過去3ヶ月間の終値の単純平均値（80,414円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を80,414円から107,000円と算定しております。
- () 類似上場会社比較法
対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値を135,749円から156,867円までと算定しております。

() DCF法

対象者の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を77,653円から183,242円と算定しております。

当社は、上記のアメリカン・アブレーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社グループと対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者普通株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案し、平成25年2月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付け価格を128,400円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付け価格である1株当たり128,400円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月8日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値107,000円に対して20%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアムの計算について同じ。）、過去1ヶ月間（平成25年1月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値97,605円に対して31.55%、過去3ヶ月間（平成24年11月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値80,414円に対して59.68%、過去6ヶ月間（平成24年8月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値61,840円に対して107.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本公開買付け価格である1株当たり128,400円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月12日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値107,500円に対して19.44%のプレミアムを加えた金額です。

(4) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者は、本書提出日現在、対象者普通株式を大証JASDAQに上場しております。本公開買付けにおいては、15,600株（所有割合にして12.82%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、当社が所有する対象者普通株式の数は、最大で33,500株（所有割合にして27.52%）（当社と株式会社ハローコミュニケーションズが所有することとなる対象者普通株式の合計数は、最大で46,400株（所有割合にして38.12%））にとどまる予定ですので、上場は維持される見込みです。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

本書提出日現在、対象者普通株式等の追加取得を行う予定はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年2月13日（水曜日）から平成25年3月21日（木曜日）まで（26営業日）
公告日	平成25年2月13日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、平成25年3月27日（水曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社光通信

広報・IR課 倉持 真弓

03-5951-3718

受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除く。）9時00分～17時00分

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金128,400円
新株予約権証券	
新株予約権付社債等	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、対象者普通株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパンから平成25年2月8日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。なお、当社はアメリカン・アプリーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>アメリカン・アプリーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者普通株式に係る株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>() 市場株価法 平成25年2月8日を基準日として、大証JASDAQにおける対象者普通株式の基準日終値（107,000円）、過去1ヶ月間の終値の単純平均値（97,605円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。））及び過去3ヶ月間の終値の単純平均値（80,414円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を80,414円から107,000円と算定しております。</p> <p>() 類似上場会社比較法 対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を135,749円から156,867円までと算定しております。</p> <p>() DCF法 対象者の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を77,653円から183,242円と算定しております。</p> <p>当社は、上記のアメリカン・アプリーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社グループと対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案し、平成25年2月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付価格を128,400円とすることに決定いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格である1株当たり128,400円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成25年2月8日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値107,000円に対して20%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアムの計算について同じ。）、過去1ヶ月間（平成25年1月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値97,605円に対して31.55%、過去3ヶ月間（平成24年11月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値80,414円に対して59.68%、過去6ヶ月間（平成24年8月9日から平成25年2月8日まで）の終値の単純平均値61,840円に対して107.63%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。</p> <p>また、本公開買付価格である1株当たり128,400円は、本書提出日の前営業日である平成25年2月12日の大証JASDAQにおける対象者普通株式の終値107,500円に対して19.44%のプレミアムを加えた金額です。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、対象者との間で、平成18年11月20日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結し、平成18年12月26日付にて第三者割当増資により3,500株の対象者普通株式を引受け、当社の有する営業販売力や人材教育ノウハウと、対象者の有するフランチャイズビジネス基盤や人的資源を相互に提供しあい、効果的な営業拡大と利益の増大を目指してまいりました。さらに、平成20年8月29日付にて14,400株の第三者割当増資を引き受け、対象者の業績拡大と財務体質の改善による企業価値向上に協力するなど、資本及び業務面において、協力的な提携関係を築いてまいりました。さらに、当社の連結子会社であり固定回線関連事業を手掛けている株式会社ハローコミュニケーションズが、平成21年7月31日付にて12,900株の第三者割当増資を引き受け、固定回線サービスやインターネット接続サービスを中心とする取扱商材の拡大、取引条件向上による業績向上などに努め、一定の成果を残しました。</p> <p>当社及び対象者は、平成24年5月頃から、互いの企業価値の更なる向上を実現するため、より緊密な資本関係の構築を実施するための協議を両者間で行ってまいりましたが、その具体的な実施措置について、考えられる種々の手段・方法のメリット・デメリット等を勘案し、検討を重ね、当社といたしましては、今般、公開買付の方法を選択いたしました。</p> <p>当社は、本公開買付価格を128,400円としております。本公開買付価格は、大証JASDAQにおける平成25年2月8日（本公開買付けの公表日の前営業日）の対象者普通株式の終値（107,000円）に20%のプレミアムを付した価格であります。</p> <p>本公開買付価格を決定するにあたり、当社は、アメリカン・アプレーザル・ジャパンから平成25年2月8日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。なお、当社はアメリカン・アプレーザル・ジャパンから、本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。</p> <p>アメリカン・アプレーザル・ジャパンは、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者普通株式に係る株式価値の算定を行い、上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値のレンジはそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>() 市場株価法 80,414円から107,000円</p> <p>() 類似上場会社比較法 135,749円から156,867円</p>

	<p>() DCF法 77,653円から183,242円</p> <p>当社は、上記のアメリカン・アプリーザル・ジャパンから取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社グループと対象者グループの取引関係の強化によって生じるシナジー効果等による対象者の業績向上への期待、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者の株式の市場株価の直近1ヶ月間の動向等を総合的に勘案し、平成25年2月12日開催の取締役会において最終的に本公開買付け価格を128,400円とすることに決定いたしました。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,600 (株)	(株)	15,600 (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておりません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(15,600株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 公開買付け期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者普通株式も本公開買付けの買付け等の対象となります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	15,600
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月13日現在)(個)(d)	17,900
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月13日現在)(個)(g)	43,024
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	4,340
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)	111,038
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a/j)×100%)(%)	13.03
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100%)(%)	63.90

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(15,600株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月13日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)が所有する株式は除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 本公開買付けにおいては、当社の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが所有する対象者普通株式以外の各特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又

は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等を行った後における株券等所有割合」は63.90%を下回ることとなります。

- (注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者が平成25年2月12日に提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、対象者普通株式の全て(ただし、当社の連結子会社である株式会社ハローコミュニケーションズが所有する対象者普通株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)及び公開買付け期間の末日までに全ての新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式を公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成25年2月12日付で提出した第28期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数(112,985株)に、対象者が平成24年7月30日付で提出した第27期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の全ての新株予約権(平成24年4月1日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、2,917個とのことです。)及び第10回新株予約権を除きます。)の目的となる株式の数の合計数(7,876株)及び対象者が平成24年8月10日付で提出した第28期第1四半期報告書に記載された平成24年5月18日発行に係る対象者の第10回新株予約権(平成24年6月5日から平成24年12月31日までに行使された又は失効した新株予約権(対象者によれば、200個とのことです。)を除きます。)の目的である対象者普通株式の数(850株)を加算した数(121,711株)から、上記第28期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の所有する自己株式数(1,947株)を控除した株式数(119,764株)に係る議決権数(119,764個)を分母として計算しております。
- (注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

本公開買付けに応募しようとする対象者の株主(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人のホームページ(<http://www.sbisecc.co.jp>)画面から公開買付応募申込書をご請求頂き、当社から発送した「公開買付応募申込書」に所定事項を記載の上公開買付代理人までご返送頂き申込む方法、又は所定の「公開買付応募申込書」に所定事項を記載のうえ、公開買付期間の末日の午後3時までには公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店(注1)(場所等の詳細は公開買付代理人のホームページ(<http://www.sbisecc.co.jp>))をご参照いただくか、公開買付代理人までご連絡のうえご確認ください。以下同様とします。)において申し込む方法にて、応募を行ってください。

なお、応募の際には、本人確認書類が必要となる場合があります(注2)(公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店にて申し込む場合、応募株主等は、応募の際に、「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。なお、公開買付応募申込書を郵送される場合、下記に記載する公開買付代理人に開設した応募株主口座へ応募株券等の振替手続を完了した上で、公開買付応募申込書が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店に公開買付期間の末日の午後3時までには到達するよう応募を行ってください。)

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の証券取引口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいて、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注2)が必要となります。

外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代

理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの写しをご提出いただきます）。また、本人確認書類（注2）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買い付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注3）。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します（インターネット経由で応募された応募株主等に対しても、受付票の交付は応募画面上の表示ではなく、郵送により交付します。）。

対象者の特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行株式会社）に開設された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。この場合、当該特別口座に記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人の応募株主口座へ振替手続をお取りいただく必要があります。なお、特別口座の口座管理機関に開設された特別口座から、公開買付代理人の応募株主口座に株券等の記録を振替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0120-104-214 携帯電話・PHSからは03-5562-7530）、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店にお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

（注1） 公開買付代理人の営業所、公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店及び各支店は次のとおりとなります。

公開買付代理人の営業所

大阪営業所 名古屋営業所 福岡営業所

なお、公開買付代理人の営業所は、SBIマネープラザ株式会社の支店（大阪支店、名古屋支店、福岡中央支店）に併設されております。

公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店（本店営業部）及び各支店
函館支店 酒田支店 会津支店 熊谷中央支店 宇都宮中央支店 佐原支店 下北沢支店 新宿中央支店 多摩桜ヶ丘支店 青梅支店 上大岡支店 平塚支店 松本支店 大町支店 伊那支店 飯田支店 名古屋支店 大阪支店 伊丹支店 橿原支店 福岡中央支店 鹿児島中央支店

（注2） 本人確認書類について

公開買付代理人である株式会社SBI証券において新規に証券取引口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要となります。詳しくは、公開買付代理人のホームページ（<http://www.sbisecc.co.jp>）、又は公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店にてご確認ください。

個人・・・・・・・・・・ 運転免許証、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、各種健康保険証、各種年金手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか（いずれも原則として原本、氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行後6ヶ月以内に作成のもの、また有効期限のあるものはその期限内のもの。インターネットで口座開設する場合にはコピーでも可。）

法人・・・・・・・・・・ 商業登記簿謄本及び印鑑証明書（両方の原本、発行後6ヶ月以内に作成のもの）
法人自体の本人確認に加え、代表者及び代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主等・・・外国人（居住者を除きます。）、又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

なお、公開買付期間中に新規に取引口座を開設される場合は、公開買付代理人にお早目にご相談ください。

（注3） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な御質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間の末日の午後3時までに、公開買付代理人のカスタマーサービスセンター（電話番号：0120-104-214 携帯電話・PHSからは03-5562-7530）までご連絡頂き、解除手続を行ってください。

また、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店経由（対面取引口座）で応募された契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の午後

3時まで、下記に指定する者の本店又は営業所、下記に指定する者の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店及び各支店に公開買付応募申込受付票（交付されている場合）を添付のうえ、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が、公開買付代理人の本店若しくは営業所、又は公開買付代理人の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店に対し、公開買付期間の末日の午後3時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

（その他の株式会社SBI証券の営業所、又は株式会社SBI証券の担当者が駐在しているSBIマネープラザ株式会社の本店若しくは各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	2,003,040,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	20,000,000
その他(c)	6,000,000
合計(a) + (b) + (c)	2,029,040,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(15,600株)に1株当たりの買付価格(128,400円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	コミットメントライン契約(注) 担保:なし 弁済期:平成25年4月25日 金利:1ヶ月TIBOR(0.18%)+0.60%(年利)	2,500,000
計(b)				

(注) 上記金額の融資の裏づけとして、当社は、平成25年2月8日付で、株式会社みずほコーポレート銀行より、金25億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。なお、当該融資には、本書の添付書類である融資証明書に記載の各条件が付されております。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,500,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者】

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

(2)【決済の開始日】

平成25年3月28日(木曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合には、決済の開始日は平成25年4月3日(水曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(15,600株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株(追加して1株の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付け等を行います。ただし、切り捨てられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株(あん分比例の方式により計算される買付株数に1株未満の端数の部分がある場合は当該1株未満の端数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号又に定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者の重要な子会社に同号イないしリに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載の内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。本公開買付けにおいては、上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は、公開買付者及び公開買付代理人に対し、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

- ・ 応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと
- ・ 応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと
- ・ 本公開買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと
- ・ 他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の株の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第25期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
平成24年6月22日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第26期第3四半期（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）
平成25年2月13日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社光通信
（東京都豊島区西池袋一丁目4番10号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	56,591		
新株予約権証券	4,340		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	60,931		
所有株券等の合計数	60,931		
(所有潜在株券等の合計数)	4,340		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数7個を含めております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	17,900		
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	17,900		
所有株券等の合計数	17,900		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	38,691		
新株予約権証券	4,340		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	43,031		
所有株券等の合計数	43,031		
(所有潜在株券等の合計数)	4,340		

(注) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数7個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	株式会社エフティコミュニケーションズ(対象者)
住所又は所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6
職業又は事業の内容	情報通信機器、OA機器の販売等
連絡先	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6 株式会社エフティコミュニケーションズ 電話番号 03-5847-2777
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	株式会社ハローコミュニケーションズ
住所又は所在地	東京都豊島区東池袋一丁目34番5号(公開買付者)
職業又は事業の内容	コールセンター事業、通信事業
連絡先	東京都豊島区西池袋1-4-10光ウエストゲートビル4F 株式会社光通信 電話番号 03-5951-3718
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	畔柳 誠
住所又は所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6(対象者)
職業又は事業の内容	株式会社エフティコミュニケーションズ 取締役
連絡先	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6 株式会社エフティコミュニケーションズ 電話番号 03-5847-2777
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	平崎 敏之
住所又は所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6(対象者)
職業又は事業の内容	株式会社エフティコミュニケーションズ 代表取締役
連絡先	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6 株式会社エフティコミュニケーションズ 電話番号 03-5847-2777
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	清水 直也
住所又は所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6(対象者)
職業又は事業の内容	株式会社エフティコミュニケーションズ 取締役
連絡先	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6 株式会社エフティコミュニケーションズ 電話番号 03-5847-2777
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	石田 誠
住所又は所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6(対象者)
職業又は事業の内容	株式会社エフティコミュニケーションズ 取締役
連絡先	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6 株式会社エフティコミュニケーションズ 電話番号 03-5847-2777
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	重川 晴彦
住所又は所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6(対象者)
職業又は事業の内容	株式会社エフティコミュニケーションズ 取締役
連絡先	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6 株式会社エフティコミュニケーションズ 電話番号 03-5847-2777
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	鳴海 輝正
住所又は所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6(対象者)
職業又は事業の内容	株式会社エフティコミュニケーションズ 取締役
連絡先	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6 株式会社エフティコミュニケーションズ 電話番号 03-5847-2777
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	小檜山 義男
住所又は所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6(対象者)
職業又は事業の内容	株式会社エフティコミュニケーションズ 常勤監査役
連絡先	東京都中央区日本橋蛸殻町2丁目13-6 株式会社エフティコミュニケーションズ 電話番号 03-5847-2777
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	上田 剛寛
住所又は所在地	香川県高松市寿町1-4-3(特別資本関係を有する法人)
職業又は事業の内容	株式会社グロースブレイブジャパン 取締役
連絡先	香川県高松市寿町1-4-3高松中央通りビル8F 株式会社グロースブレイブジャパン 電話番号 087-811-8221
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	佐藤 政志
住所又は所在地	香川県高松市寿町1-4-3(特別資本関係を有する法人)
職業又は事業の内容	株式会社グロースブレイブジャパン 取締役
連絡先	香川県高松市寿町1-4-3高松中央通りビル8F 株式会社グロースブレイブジャパン 電話番号 087-811-8221
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

(平成25年2月13日現在)

氏名又は名称	羽田 智宏
住所又は所在地	山形県酒田市東町1-15-13(特別資本関係を有する法人)
職業又は事業の内容	株式会社サンリキュール 代表取締役
連絡先	山形県酒田市東町1-15-13サンリキュールビル 株式会社サンリキュール 電話番号 0234-21-3150
公開買付者との関係	特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

株式会社エフティコミュニケーションズ

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0		
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)			

(注) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式1,947株を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

株式会社ハローコミュニケーションズ

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	12,900		
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	12,900		
所有株券等の合計数	12,900		
(所有潜在株券等の合計数)			

畔柳 誠

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16,953		
新株予約権証券	1,300		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	18,253		
所有株券等の合計数	18,253		
(所有潜在株券等の合計数)	1,300		

平崎 敏之

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	6,184		
新株予約権証券	850		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	7,034		
所有株券等の合計数	7,034		
(所有潜在株券等の合計数)	850		

清水 直也

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	612		
新株予約権証券	450		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,062		
所有株券等の合計数	1,062		
(所有潜在株券等の合計数)	450		

石田 誠

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	523		
新株予約権証券	430		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	953		
所有株券等の合計数	953		
(所有潜在株券等の合計数)	430		

重川 晴彦

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	606		
新株予約権証券	650		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,256		
所有株券等の合計数	1,256		
(所有潜在株券等の合計数)	650		

鳴海 輝正

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	647		
新株予約権証券	400		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	1,047		
所有株券等の合計数	1,047		
(所有潜在株券等の合計数)	400		

小檜山 義男

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	136		
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	136		
所有株券等の合計数	136		
(所有潜在株券等の合計数)			

上田 剛寛

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	40		
新株予約権証券	120		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	160		
所有株券等の合計数	160		
(所有潜在株券等の合計数)	120		

佐藤 政志

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	83		
新株予約権証券	140		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	223		
所有株券等の合計数	223		
(所有潜在株券等の合計数)	140		

羽田 智宏

(平成25年2月13日現在)

	所有する株券等の数	令第7項第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7		
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	7		
所有株券等の合計数	7		
(所有潜在株券等の合計数)			

(注) 羽田智宏氏は小規模所有者に該当いたしますので、羽田智宏氏の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年2月13日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

最近の3事業年度における当社と対象者との間の主要な取引はありませんが、最近の3事業年度における当社の子会社と対象者及び対象者の子会社との間の主要な取引の概要及び取引金額は、以下のとおりです。

当社の子会社と対象者との重要な取引

ア．株式会社アイ・イーグループ

取引金額（千円）

取引の内容	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
対象者へのOA機器の販売 (注2)	1,390,499	1,576,708	1,803,824

期末残高（千円）

取引の内容	科目	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
対象者へのOA機器の販売 (注2)	受取手形及び 売掛金	93,901	116,595	142,623
	受取保証金	80,661	190,263	259,789

イ．株式会社ビジネスパートナー

取引金額（千円）

取引の内容	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
リース契約（注2）	492,985	452,349	476,120

期末残高（千円）

取引の内容	科目	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
リース契約 (注2)	支払手形及び 買掛金	103,409	76,224	82,370
	リース残債務	61,903	23,587	25,851

ウ．株式会社ハローコミュニケーションズ

取引金額（千円）

取引の内容	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
対象者への商品の販売 (注2)		323,592	
増資の引受（注3）	236,844		

期末残高(千円)

取引の内容	科目	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
対象者への商品の販売(注2)	受取手形及び 売掛金		132,529	

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 価格等の取引条件は市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(注3) 増資の引受につきましては、対象者が平成21年7月31日に行った第三者割当増資を1株につき金18,360円で引き受けたものであります。

(注4) 上記は、対象者の第25期有価証券報告書(平成22年6月30日提出)、第26期有価証券報告書(平成23年6月30日提出)及び第27期有価証券報告書(平成24年7月30日提出)より引用しています。

当社の子会社と対象者の子会社との重要な取引

ア. 株式会社アイ・イーグループ

取引金額(千円)

取引の内容	科目	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
相手方への法人携帯の販売手数料等(注2)		1,436,050	2,435,163	
相手方である対象者の子会社		株式会社ベストアンサー 株式会社シー・ワイ・サポート	株式会社ベストアンサー	

期末残高(千円)

取引の内容	科目	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
相手方への法人携帯の販売手数料等(注2)	未払金	209,822	280,461	
相手方である対象者の子会社		株式会社ベストアンサー	株式会社ベストアンサー	

イ. 株式会社ハローコミュニケーションズ

取引金額(千円)

取引の内容	科目	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
相手方へのISP回線の取次手数料等(注2)		1,739,232	3,190,799	1,865,701
相手方である対象者の子会社		株式会社IPネットサービス 株式会社シー・ワイ・サポート 株式会社サンデックス 株式会社ジャパンTSS	株式会社IPネットサービス 株式会社シー・ワイ・サポート 株式会社サンデックス 株式会社ジャパンTSS	株式会社IPネットサービス

期末残高(千円)

取引の内容	科目	第23期 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	第24期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第25期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)
相手方へのI S P 回線の取次手数料 等(注2)	未払金	553,111	399,070	279,548
相手方である対象 者の子会社		株式会社I P ネットサー ビス 株式会社ベストアンサー 株式会社サンデックス	株式会社I P ネットサー ビス 株式会社ジャパンT S S	株式会社I P ネットサー ビス

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 価格等の取引条件は市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(注3) 上記は、対象者の第25期有価証券報告書(平成22年6月30日提出)、第26期有価証券報告書(平成23年6月30日提出)及び第27期有価証券報告書(平成24年7月30日提出)より引用しています。

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者グループが属する情報通信業界においては顧客の多様化・高度化するニーズに対応しうる顧客ニーズが日々多様化・高度化しており、柔軟性及び機動力を有する企業のみがその成長が見込めるという厳しい競争環境にあり、対象者グループも、ビジネスホン・O A 機器等情報通信機器販売を主要ドメインとしつつも、L E D 照明等環境関連事業にも積極的に取り組み、事業領域を拡大する経営戦略を取ることに伴い、情報通信業界の中で「中小企業支援カンパニー」として顧客及び株主等ステークホルダーからの一定の評価を得ていたものの、上記の柔軟性及び機動力を保持していくには、新商材の開発や取扱商品の多様化に加え、事業ドメインの多様化も不可欠と認識しているとのことです。この点、当社は、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、対象者グループは、当社から新しいノウハウの提供や人事交流を通じて対象者グループの更なる成長機会を獲得することが期待でき、また、事業ドメインの多様化にも資すると考えているとのことです。このように、対象者グループを取り巻く環境を総合的に勘案すると、当社との関係強化は、「既存事業におけるマーケットシェアの拡大、ストック収益の積み上げを実施し、「あるべき姿」を早期に実現する」という、対象者が掲げる経営戦略とも合致するものであること、そして、これにより、対象者がこれまで以上に既存事業に専念し、対象者グループの掲げる中長期目標である「営業利益100億円」達成に集中できる環境を整えられることは、対象者のあらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、対象者と当社との関係強化を通じて対象者が当社とともに情報通信業界の更なるシェア拡大を目指していくことが、対象者にとって最善の選択であるとの認識に至ったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付価格に対する意思決定の際の参考資料とするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるブルータスに対して対象者普通株式の価値の算定を依頼し、平成25年2月8日付でブルータスから株式価値算定書を取得しているとのことです(なお、対象者は、ブルータスから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。)。ブルータスによる株式価値算定書においては、市場株価基準法、D C F 法及び類似会社比較法の3つの方法により株式価値算定が行われており、上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法 61,840円から107,000円

D C F 法 190,268円から191,931円

類似会社比較法 124,350円から153,683円

() 市場株価基準法

平成25年2月8日を基準日として、大証J A S D A Qにおける対象者普通株式の基準日終値(107,000円)、過去1ヶ月間の終値の単純平均値(97,605円(小数点以下を四捨五入、以下終値の平均値の計算について同じ。))、過去3ヶ月間の終値の単純平均値(80,414円)及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値(61,840円)をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を61,840円から107,000円と算定しているとのことです。

() D C F 法

対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現

在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を190,268円から191,931円までと算定しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

() 類似会社比較法

対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たり株式価値を124,350円から153,683円までと算定しているとのことです。

対象者取締役会は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、ブルーパスより取得した対象者普通株式の株式価値算定書、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである早坂・早稲本法律事務所からの、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、当社の代理店網を活用したビジネスホン、LED照明販売の拡大、当社との取引条件の良化、当社の有する社会的信用力と取引基盤を活用した対象者グループの信用力向上といった対象者と当社が資本関係を強化することにより得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年2月12日開催の取締役会において、対象者の全取締役6人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、対象者取締役会には全ての監査役が審議に参加し、審議に参加した全ての監査役が、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

もっとも、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対象者普通株式の売却の機会を提供するものであり、また、本公開買付価格は上記に記載のDCF法による株式価値の範囲の下限を下回っておりますが、対象者普通株式は上場会社の株式であり市場株価があることから市場株価基準法と類似会社比較法も十分勘案する必要があること、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する対象者普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものであること、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、対象者取締役会は、買付価格は妥当と考えられるものの、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議したとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純利益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 JASDAQ市場(スタンダード)						
	平成24年8月	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月
最高株価	42,800	43,400	54,200	71,600	91,700	106,500	113,400
最低株価	35,500	38,450	38,800	50,500	64,000	86,800	98,100

(注) 平成25年2月については、2月12日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第26期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

平成23年6月30日関東財務局長に提出

事業年度 第27期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

平成24年7月30日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第28期第3四半期(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)

平成25年2月12日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はございません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記第26期有価証券報告書の訂正報告書)

平成24年7月30日及び平成24年12月28日関東財務局長に提出

訂正報告書(上記第27期有価証券報告書の訂正報告書)

平成24年12月28日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社エフティコミュニケーションズ(東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号)

株式会社大阪証券取引所(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

5 【その他】

該当事項はありません。